

令和3年9月21日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：有限会社ライフマリン
業者の住所：山口県下関市伊崎町1丁目6番2号
- 指名停止措置期間：令和3年9月21日から令和4年5月20日まで（8ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：
有限会社ライフマリンの代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。
- 指名停止措置理由：
有限会社ライフマリンが贈賄を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第2号イ（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、8ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部
経理調達課長 吉村 健 電話 052-209-6316(ダイヤル)